

第5回王寺町まちづくり基本条例審議会会議録

日 時 令和8年2月2日（月） 16:00～17:00

場 所 やわらぎ会館3階 小会議室2

出席者 委 員 中川 幾郎 会長（帝塚山大学名誉教授）
（順不同） 山本 恵美 委員（王寺町議会議員）
井村 知次 委員（王寺町自治連合会会長）
黒田ゆかり 委員（王寺町社会福祉協議会理事）
島田 尚彦 委員（王寺町自治連合会理事）
中川 直美 委員（NPO 法人なないろサーカス団代表理事）

王寺町 平井町長、総務部 南部長、青山専門員、政策推進課 吉田課長、酒田

欠席者 3名（柏木委員、田中委員、竹内委員）

案 件

- 1 パブリックコメント結果について
- 2 王寺町まちづくり基本条例の答申

1 パブリックコメント結果について

事 務 局 前回審議会で申し上げた通り王寺町まちづくり基本条例逐条解説の修正案について令和7年12月15日から令和8年1月14日の1か月間、パブリックコメントを募集したところ、意見の提出はなかった。

中川会長 パブリックコメントの提出がなかったということだが、このことに関して何か意見はあるか。

委員一同 意見なし

中川会長 特に意見がないということで、次第の2の答申に入る。

2 王寺町まちづくり基本条例の答申

中川会長 事務局から答申案について説明いただく。

(事務局 答申案の読み上げ)

- 中川会長 条例本体についての改正は無い。逐条解説のみ修正を行った。第14条の「まちづくり協議会」に関して、まちづくり協議会の設立が認められれば、必然的に地方自治法第260条の49に規定されている指定地域共同活動団体の指定を受けようとするということ。前回の審議会で議論があったので、ご理解いただいていると思う。
- 全国的にも事例が少なく、現時点では広島市だけなので、この指定地域共同活動団体の指定がされれば、全国で2番目になり、大変注目を集めると思う。
- 奈良県でいうと広陵町と王寺町のまちづくり協議会の取組が目覚ましく、逆に先進地が足踏みしているような印象がある。
- 井村委員 指定地域共同活動団体については、一昨日の本町地区まちづくり協議会設立準備会や昨日の自治連合会初集会の挨拶で話題に触れたところ。国を挙げて地域自治の問題について力を入れ始めている。
- 指定地域共同活動団体についての手続きとしては、町から認定を受けてから国に申請するような流れになるのか。
- 事務局 王寺町では、今年の3月議会でまちづくり協議会を指定地域共同活動団体と位置付けることを規定する条例を提案する準備をしている。まちづくり協議会が設立された後、申請に基づき審査したうえで、町が指定することになる。
- 井村委員 どの程度の規模の支援となるのか。
- 事務局 本町地区や王南校区で協議会の検討が行われているが、具体的な事業や予算感までの議論にいたっていない。この3月議会に1団体当たり100万円を上限とする事業費補助金の予算を計上する予定。
- 井村委員 金銭的支援に加えて、まちづくり協議会の活動拠点について町施設を提供できるように考えておいてほしい。
- 中川会長 地方自治法の規定により、指定地域共同活動団体には、公共施設の優先利用権を無償で与えることができる。また、国から市町村に特別交付税が措置されるので、支援がしやすくなる。ただし、行政の監査権が及ぶので、曖昧な会計処理は認められない。
- 国がなぜ支援するかというと、団体の事務局をしっかりとしてほしいということ。事務局がしっかりしている団体は、安定的で持続可能な活動をしていることが、全国的な傾向として明らかになっている。依然、行政が事務局をすべきと考えて

いる団体も多いが、自立した事務局機能を持たない組織は、住民自治とは言えない。

島田委員 この審議会を通して、中川会長にまちづくり基本条例の趣旨を教えた。知れば知るほど、まちづくり協議会の事務局機能は本当に大事だと思うし、行政のサポートなしでの運営は気合を入れないとしんどいと思う。金銭面でもハードルが高いが、それを乗り越えていこうという機運は、意味があること。各地区のまちづくり協議会の取組を注視していきたい。

山本委員 久度地区では、まちづくり協議会設立の気運が後退しているような印象を持っている。先進地が足踏みしているという話があったが、その要因は何だろうと思う。国からの交付税について目安を教えてください。

事務局 まず、まちづくり協議会からの申請に対し、王寺町がまちづくり協議会、すなわち指定地域共同活動団体としての指定を決定する。指定をすることにより、その団体に対する支援が特別交付税の対象となり、支援額の2分の1が特別交付税に算入される。

中川委員 ほんまち未来ラボに続き、まちづくり協議会の設立を目指すのはハードルが高く感じる。自身は、小さな福祉施設を運勢しているが、地域に根差していくために、地域の困りごとに積極的に関わらせていただきながら、お役に立てることを探していきたい。

黒田委員 まちづくり協議会については、大変だと思うが是非とも設立していただきたい。指定地域共同活動団体に施設の優先利用権があるとのことだが、まちづくり協議会に入らない地域の人は公共施設が使いなくなるということか。

中川会長 まちづくり協議会の設立されていない地域も、今までと変わらず公共施設は使用できる。まちづくり協議会に優先利用権が与えられるだけのこと。

中川委員 本町地区でまちづくり協議会が立ち上がると、当該地域では、別の市民活動団体はまちづくり協議会にはなれないということか。

井村委員 当初まちづくり協議会は自治会中心でないと組織が生まれないと考えていた。先進地では、概ね小学校区単位で設立されているところが多かったので、王寺町では、概ね3つの旧小学校区単位に分けてワークショップなどを実施されてきたが、地域事情の違いにより、なかなか前進しなかった。そこで、自治連合会の6つの区域で進めようという結論に至った。本町地区内で

も地域課題に違いはあるが、自治連合会の区域で集まった方が目標は立てやすいということもあり本町地区で検討を始めた。また、町南部では、畠田地区と明神山地区が合同で南義務教育学校の校区一体的に検討を進めている。地域により方針は違うが、それで良い。

中川委員 王寺町の歴史的な経緯からそれぞれのエリアで進んでいるということか。

井村委員 なかなか意思統一が難しい地域もある。また、事務局が大切という話があったが、本町地区では、事務局員の人選も考えている。

山本委員 未来ラボという名称は、継承されるのか。

事務局 未来ラボという名称は、本町地区で考案されたもの。南義務教育学校区で本町地区へのリスペクトを込めて「未来ラボ」をつけたいという声があがり、本町地区の了解を得て決定された。
町から「未来ラボ」という名称を強制しているわけではないので、自由に決めていただければと思う。

井村委員 まちづくり協議会について研究していくということでラボ（研究所）と名付けられた。まちづくり協議会設立時には、違う名称になっているかもしれない。

中川会長 答申案についての異議はないということで、平井町長に答申させていただく。

（中川会長 答申書を読み上げ、平井町長に手交）

平井町長 まちづくり基本条例の本文について、特に修文することはないことのこと。
一昨年、地方自治法の改正があり指定地域共同活動団体制度が盛り込まれた。町民が同じ方向を向いて、新しい住民自治のスタイル、住民の参画、協働をどう具体化・具現化して行くか、その仕組みをしっかりと考えることが肝要だと受け止めた。
本町地区と南校区で、まちづくり協議会の設立に向けた検討を進めていただいている。王寺町の住民の皆さんが自分ごととして課題解決に取り組んでいける仕組みづくりを推進していきたい。5回の審議会では、大変貴重なご意見を賜った。

事務局 まちづくり基本条例の検証と見直しについて、昨年7月から長期間にわたり、議論をいただき感謝申し上げます。以上でまちづくり基本条例審議会を閉会する。

以上